

## 5、文化財行政の充実について

- (1) 市の文化財保護条例制定後、現在までの文化財保護審議会の活動経過と今後の方向性、市指定文化財の指定の今後のスケジュールは
- (2) 「新堂廃寺跡・オガンジ池瓦窯跡・お亀石古墳」を史跡公園とする保存活用計画策定について
- ① 以前からの経過と現状、今後について
  - ② 府所有の土地について、無償貸与など交渉を進めるべきでは
- (3) 埋蔵文化財センターなどについて
- ① 設置条例や規則などはあるか
  - ② 公共施設として市民に開かれた施設との位置づけは
  - ③ 施設について、空調管理などの設備、保管スペースの空き状況や、人員の配置状況の現状と課題は
  - ④ 小学校の余裕教室など、あちこちに散らばっている文化財・歴史資料について、どこに何があるといったリスト化はされているのか、状況を聞く
- (4) 郷土資料館の設置をもとめる
- ① 給食センターの跡地などに設置してはどうか
  - ② 富田林市の物産品を販売する道の駅のような施設併設も
  - ③ 歴史・文化の発信拠点となり、市民の共有財産として、いつでも気軽に行ける郷土資料館の設置について、市の見解を

## 【答弁】

それでは5、文化財行政の充実について、の(1)から(4)について、順次お答えいたします。

まず、(1)文化財保護審議会の活動経過でございますが、平成29年7月に市文化財保護条例を施行してから現在までの間に、専門部会を含めて審議会を5回開催し、本市文化財行政の推進に向けて、市指定文化財の指定に係る審議や本市文化財課事業報告を中心に行ってまいりました。今後も方向性は同じでございます。

また、市指定文化財指定に係るスケジュールについてですが、現在、次の市指定文化財候補の指定事務を進めている所であり、2月17日に開催した文化財保護審議会の答申を踏まえ、今月末の3月定例教育委員会議へ指定案件を上程する予定でございます。そこで議決し告示に至りましたら、市指定文化財の指定が決定となります。市指定文化財を指定するには、候補文化財の専門調査等が一定期間必要となりますことから、今後は、可能な限り専門調査を実施し、根拠資料が整い次第、指定に向けて作業を進めて行く予定でございます。

次に(2)の①②は、関連しますので一括でお答えいたします。

国指定史跡は次世代に継承するため適切に保存する事が求められており、保存

整備をするにあたって、保存活用計画の策定が必要となります。ただし、文化財保護法により、計画の策定は所有者か指定された管理団体しかできないため、これまで史跡範囲の中でも大きな割合を占める新堂廃寺跡の土地所有者である大阪府と課題を整理し、管理団体の指定に向け1つずつ解決のため協議を進めているところです。

議員ご提案のとおり、府所有地の無償貸与も一案として、引き続き大阪府と協議を重ねてまいり、一定の調整がつき次第、保存計画策定に向けて、段階的に進めてまいりたいと考えております。

次に(3)の①②③は、関連連しますので一括してお答えいたします。

埋蔵文化財センターは市立第一中学校内の余裕教室の1～3階を活用しており、作業場、倉庫として、主に発掘調査の整理作業等を行っている他、出土遺物を収めたコンテナや資料類を数多く保管しております。申し込み制により施設見学は行っておりますが、公の施設ではないことから、施設の設置条例や規則などはございません。

空調設備につきましては、1階の作業スペースのみ設置しており、2・3階にはございません。施設内の保管スペースについてですが、出土遺物等の資料類で施設内は満杯であり、加えて久野喜台小学校の余裕教室も活用しております。今後も埋蔵文化財の発掘調査を行うごとに出土遺物は増え続けることから、新たな場所の確保が喫緊の課題となっております。

また、人員の配置状況についてですが、職員の配置場所は文化財課を主としており、状況に応じて発掘現場や埋蔵文化財センターへ場所を移し、整理作業を進めております。効率的に作業を進めるにあたり、この物理的距離が課題と言えますが、市内の発掘調査が重なることも多く、課の担当業務は埋蔵文化財だけではないため、センター専属で職員を配置することは難しい状況です。

④についてですが、本市では出土遺物、古文書類、民具などの大量の歴史資料を保有しており、埋蔵文化財センターをはじめ、本庁、旧杉山家住宅、旧田中家住宅、寺内町センター展示室、かがりの郷展示スペース、川西倉庫、久野喜台小学校、東条幼稚園の余裕教室など、いくつかの公共施設で分散管理しております。これら資料の活用に向けて、この数年間に職員が分類整理作業を少しずつ進めているところでございます。資料を移動する際、重量がある物でも職員の手で運び出すしか方法がないなど、なかなか作業は思うように進んでおらず、リスト化につきましては部分的となっている状況です。

最後に、(4)の①②③は、関連連しますので一括してお答えいたします。

本市の貴重な文化財や歴史資料を後世に継承していくためにも、市民の皆さんに歴史・文化を学習できる拠点づくりの必要性は十分認識しているところです。

議員ご質問の郷土資料館や物産品を販売する道の駅の併設など、今後必要な機能については、歴史・文化の発信拠点のあり方や今後の施設整備における機能の充実など、総合的に本市の実情と課題の整理を行い、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

以上で、お答えとさせていただきます。